



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

|   |                |
|---|----------------|
| 709 平成28年度情報セキュリティ強化対策業務(第一次構築及び運用保守)委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (情報政策課)..... 1 |
| 710 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請                                       | (県民生活課)..... 4 |
| 711 指定障害児通所支援事業者の指定   | (障害福祉課)..... 4 |
| 712 農用地利用配分計画の認可  | (経営支援課)..... 5 |
| 713 漁船損害等補償法の規定による加入区の指定                                      | (資源管理課)..... 5 |
| 714 道路の区域変更   | (道路保全課)..... 5 |
| 715 道路の供用開始   | ( " )..... 6   |
| 716 道路の区域変更   | ( " )..... 6   |
| 717 道路の供用開始   | ( " )..... 6   |
| 718 "   | ( " )..... 7   |
| 719 道路の区域変更   | ( " )..... 7   |
| 720 "   | ( " )..... 7   |
| 721 "   | ( " )..... 8   |
| 722 "   | ( " )..... 8   |
| 723 道路の供用開始   | ( " )..... 9   |
| 724 道路の区域変更   | ( " )..... 9   |
| 725 土砂災害特別警戒区域の指定   | (砂防課)..... 9   |
| 726 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定                                   | ( " )..... 10  |
| 727 都市計画事業の事業計画の変更認可  | (下水道課)..... 11 |

### ○ 公安委員会告示

|            |          |
|------------|----------|
| 34 遊泳区域の指定 | ..... 11 |
|------------|----------|

### ○ 警察本部告示

|   |          |
|---|----------|
| 6 和歌山県警察交通事故情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | ..... 11 |
|---|----------|

### ○ 公告

|      |                 |
|------|-----------------|
| 入札公告 | (情報政策課)..... 15 |
| "    | (警察本部)..... 18  |

## 告 示

### 和歌山県告示第709号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成28年度情報セキュリティ強化対策業務(第一次構築及び運用保守)委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年6月28日

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

平成28年度情報セキュリティ強化対策業務（第一次構築及び運用保守）委託

## (2) 契約期間

契約締結日から平成33年9月30日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

## (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

## (2) 過去5か年の間に、本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約並びに和歌山県が平成27年度に整備したものとほぼ同規模のシンクライアントシステムの構築及び運用保守に係る契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

## (3) 全省庁統一資格において、平成27年度に「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいてAの等級に格付けされている者のうち、「物品の製造」及び「物品の販売」にあっては一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類又は精密機械類のいずれかを有する者であり、「役務の提供等」にあっては情報処理若しくはソフトウェア開発のいずれかを有する者又はこれと同等の者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

## (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が、構成員のいずれかに所属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) プロジェクトマネージャ

(ウ) ネットワークスペシャリスト

(エ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、システム管理又は情報セキュリティ）

(オ) ITサービスマネージャ

(カ) システム運用管理エンジニア

(キ) 情報セキュリティスペシャリスト

ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

## (5) ISMS（JIS Q 27001:2006（ISO/IEC 27001:2005）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

## (6) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 2の(2)に係る履行証明書

ス 2の(3)に掲げる資格等を有することを証明する書類の写し

セ 2の(4)に掲げる担当技術者の該当する資格等を証明する書類の写し

ソ 2の(5)に掲げる認証を取得していることを証明する書類の写し

タ 作業実施計画書

チ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)2システム開発・改良・運用・保守」又は「(大分類)6情報処理(小分類)3ハードウェア保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1)のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからオ及びタに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年6月28日(火)から同年7月19日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年7月4日(月)午前9時から同月8日(金)午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年7月12日(火)から同月19日(火)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあっては平成28年7月19日(火)午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格要件適格認定通知書により平成28年7月29日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成28年8月15日（月）午後5時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、5に掲げる場所に持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成28年8月17日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

---

### 和歌山県告示第710号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成28年8月16日まで縦覧に供する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成28年6月16日

2 名称

特定非営利活動法人生石山の草原保存会

3 代表者の氏名

西浦史雄

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海草郡紀美野町野中245番地

5 定款に記載された目的

この法人は、自然へのふれあいや心の癒しを求めて生石高原県立自然公園を訪れる人々及び生石山をふるさとの山、わが町のシンボルとして慣れ親しんできた地元住民の方々に対して、優れた自然の風景や雄大なスケールのススキ植生の保存並びに地域特性の希少動植物の保護育成を図ることによって、来訪者や地元住民の皆さんの保健、休養の保持に資するとともに、自然の大切さや尊さなどを教化することを目的とする。

---

### 和歌山県告示第711号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号      | 事業所の名称       | 事業所の所在地    | 障害児通所支援の種類 | 事業者の名称        | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指 定年月日   |
|------------|--------------|------------|------------|---------------|----------------|----------|
| 3050100753 | 放課後デイサービスあんず | 和歌山市東田中310 | 放課後等デイサービス | 社会福祉法人東和歌山福祉会 | 和歌山市東田中307     | 平成28.6.1 |

**和歌山県告示第712号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年6月20日に認可した。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号 | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番    |
|--------------|------------------------|
| 平成28年度第20号   | 橋本市菖蒲谷字松之本121          |
| 平成28年度第21号-1 | 海南市大野中字山王1063-1外3筆     |
| 平成28年度第21号-2 | 海南市七山字下和佐田186外14筆      |
| 平成28年度第21号-3 | 海南市下津町方字宮ノ前143-1外1筆    |
| 平成28年度第21号-4 | 海南市下津町黒田字岩ヶ谷南原496-1外1筆 |

**和歌山県告示第713号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項及び第2項本文の規定により、加入区を次のように指定するので、同条第6項の規定により告示する。

なお、平成28年和歌山県告示第449号及び同第564号は、廃止する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 加入区の名称 | 加入区の区域            |
|--------|-------------------|
| 新庄加入区  | 田辺市新庄町、たきない町及び神島台 |

**和歌山県告示第714号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|-----|------|----------------------|-------------|-----|
|     |      |                      |             |     |

|                                    |   |                    |       |                             |
|------------------------------------|---|--------------------|-------|-----------------------------|
| 海南市木津字鴻ノ巣215番4地先から同市木津字水落200番1地先まで | 旧 | 5.63<br>}<br>12.00 | 78.30 | 県道奥佐々阪井線との重用延長20.00メートルを含む。 |
| 海南市木津字鴻ノ巣215番1地先から同市木津字水落200番1地先まで | 新 | 5.63<br>}<br>29.45 | 86.60 | 県道奥佐々阪井線との重用延長86.60メートルを含む。 |

**和歌山県告示第715号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市木津字鴻ノ巣221番1地先から同市木津字出口172番1地先まで

供用開始の期日 平成28年6月28日

**和歌山県告示第716号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 奥佐々阪井線

| 区 間                               | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考                          |
|-----------------------------------|------|----------------------|-------------|------------------------------|
| 海南市木津字椿谷157番1地先から同市木津字水落200番1地先まで | 旧    | 5.63<br>}<br>10.98   | 215.90      | 一般国道424号との重用延長20.00メートルを含む。  |
| 同上                                | 新    | 5.63<br>}<br>10.98   | 215.90      | 一般国道424号との重用延長20.00メートルを含む。  |
| 同上                                | 新    | 5.63<br>}<br>29.45   | 232.30      | 一般国道424号との重用延長109.70メートルを含む。 |

**和歌山県告示第717号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 奥佐々阪井線

供用開始の区間 海南市木津字椿谷157番1地先から同市木津字水落200番1地先まで

供用開始の期日 平成28年6月28日

**和歌山県告示第718号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市直川字足ノ田592番3地先から同市直川字舟渡田400番2地先まで

供用開始の期日 平成28年6月30日 午後3時

**和歌山県告示第719号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

| 区 間                                    | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考  |
|--|------|----------------------|-------------|--|
| 和歌山市西浜字中川向ノ坪1337番4地先から同市堀止東一丁目12番2地先まで | 新    | 6.40<br>}<br>36.30   | 2,857.00    | 一般国道42号との重用延長1,340.00メートルを含む。<br>市道南港山東線との重用延長1,491.00メートルを含む。 |

**和歌山県告示第720号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

## 2 路線名 岩出野上線

| 区 間                               | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル       | 延長<br>メートル | 備 考 |
|-----------------------------------|------|---------------------|------------|-----|
| 岩出市船戸字笑松118番6地先から同市船戸字船戸200番3地先まで | 旧    | 12.48<br>}<br>28.79 | 287.88     |     |
| 同上                                | 新    | 22.68<br>}<br>48.49 | 271.80     |     |

## 和歌山県告示第721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 和歌山打田線

| 区 間                               | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル      | 延長<br>メートル | 備 考 |
|-----------------------------------|------|--------------------|------------|-----|
| 岩出市船戸字笑松118番7地先から同市船戸字笑松122番6地先まで | 旧    | 9.74<br>}<br>19.00 | 155.70     |     |
| 同上                                | 新    | 9.92<br>}<br>25.92 | 155.70     |     |
| 岩出市船戸字笑松118番7地先から同市船戸字笑松122番5地先まで | 新    | 9.92<br>}<br>25.92 | 177.57     |     |

## 和歌山県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 山田岸上線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延長<br>メートル | 備 考 |
|-----|------|---------------|------------|-----|
|     |      |               |            |     |

|                                   |   |                   |        |  |
|-----------------------------------|---|-------------------|--------|--|
| 橋本市吉原字中平807番1地先から同市吉原字下平890番1地先まで | 旧 | 4.97<br>}<br>6.11 | 240.00 |  |
| 同上                                | 新 | 6.29<br>}<br>8.40 | 240.00 |  |

**和歌山県告示第723号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市吉原字中平807番1地先から同市吉原字中平816番1地先まで

供用開始の期日 平成28年6月28日

**和歌山県告示第724号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 船戸停車場線

| 区 間                               | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|-----------------------------------|------|----------------------|-------------|-----|
| 岩出市船戸字船戸135番2地先から同市船戸字笑松118番6地先まで | 旧    | 3.57<br>}<br>12.06   | 155.70      |     |
| 岩出市船戸字船戸135番2地先から同市船戸字笑松125番1地先まで | 新    | 5.50<br>}<br>31.36   | 98.96       |     |

**和歌山県告示第725号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## 2 土砂災害特別警戒区域の名称

古座-002 (7-423-2-014)、右東谷川右支溪 (7-423-1-032)、古座川左支溪 (7-423-1-034)、鎌ヶ谷川左支溪 (7-423-1-037)、古座 (1) (I-1859)、上の山 (I-1860)、上の山 (2) (I-1861)、鎌ヶ谷 (I-1862)、古座 (201) (II-7365)、古座 (301) (III-4370)、古座 (303) (III-4372)、古座 (304) (III-4373)、古座 (305) (III-4374)

## 3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第726号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

姫001 (7-423-1-001)、ヤゴ谷 (7-423-1-002)、姫川左支溪 (7-423-1-003)、姫 (I-1842)、姫・姫 (2) (I-1843)、姫 (3) (I-1844)、姫 (201) (II-7372)、姫 (101) (II-70113)、姫 (102) (II-70114)、姫 (103) (II-70115)、姫 (104) (II-70116)

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

姫002 (7-423-2-001)

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第727号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 施行者の名称

上富田町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

上富田都市計画下水道事業 上富田町公共下水道

## 3 事業施行期間

自 平成10年8月21日

至 平成32年3月31日

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成25年9月27日和歌山県告示第1215号の事業地のうち、西牟婁郡上富田町生馬字両新田地内において事業地を変更する。

## (2) 使用の部分

変更なし

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第34号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成28年6月28日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

| 海水浴場の名称 | 所在地         | 遊泳区域   | 遊泳区域の指定期間            |
|---------|-------------|--|----------------------|
| 片男波海水浴場 | 和歌山市和歌浦南三丁目 | 和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内 | 平成28年7月1日から同年8月31日まで |
| 浪早ビーチ   | 和歌山市田野      | 和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内        | 同上                   |
| すさみ海水浴場 | 西牟婁郡すさみ町周参見 | 西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内 | 同上                   |
| 里野海水浴場  | 西牟婁郡すさみ町里野  | 西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内   | 同上                   |

## 警察本部告示

## 和歌山県警察本部告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共

団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察交通事故情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成28年6月28日

和歌山県警察本部長 直江利克

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察交通事故情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

交通事故情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成28年6月28日（火）において、次に掲げる要件のいずれをも満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新委託業務と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは次に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 設置場所の異なる5台以上のサーバを更新し、又は構築した実績を有すること。

(イ) 30台以上かつ設置場所が5拠点以上のネットワーク機器を更新し、又は設置した実績を有すること。

(ウ) ネットワークに接続した200台以上のクライアントを更新し、又は構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 24時間365日運用によるサーバ機器のメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

(イ) 24時間365日運用によるネットワーク機器について、30台以上かつ5拠点以上のメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

(ウ) 200台以上のクライアントを現地保守（修理）するメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまで

に掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新委託業務を担当する者は(1)のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム更新委託業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム更新委託業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム更新委託業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
  - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- (ソ) コンソーシアム協定書の写し  
コンソーシアム構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる（イ）から（オ）まで、（キ）及び（ク）の申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア又はイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（ク）、（ケ）及び（サ）から（セ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成28年6月28日（火）から同年7月13日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成28年6月28日（火）から同年7月14日（木）までの間に和歌山県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室7

##### (2) 日時

平成28年7月5日（火）午後4時

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成28年6月28日（火）から同年7月22日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成28年7月22日（金）午後4時までに、6に掲げる場所に必着させなければならない。

## 6 資格審査申請書類の配布の場所

交通企画課

和歌山市西一番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（内線231）

ファクシミリ番号 073-473-7534

## 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成28年7月28日（木）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

## 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成28年8月4日（木）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成28年8月9日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

---

**公 告**

---

**入 札 公 告**

平成28年度情報セキュリティ強化対策業務（第一次構築及び運用保守）委託に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成28年度から平成33年度まで

## (2) 業務の名称

平成28年度情報セキュリティ強化対策業務（第一次構築及び運用保守）委託

## (3) 業務の内容

庁内システム及びネットワークの情報セキュリティ対策強化業務において整備するシステムの構築及び運用保守

## (4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

## (5) 業務の期間

契約締結日から平成33年9月30日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成28年和歌山県告示第709号で定めた平成28年度情報セキュリティ強化対策業務（第一次構築及び運用保守）委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

平成28年6月28日（火）から同年7月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成28年7月4日（月）午前9時から同月8日（金）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成28年8月9日（火）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成28年8月9日（火）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :  
Subcontracting of primary construction, operation and maintenance of the system for the enhancement of information security in fiscal year 2016 ; Complete Set
- (2) Date and time for tender :  
2:00 p.m. 9 August 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 9 August 2016)
- (3) Contact point for the notice :  
Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2402  
FAX 073-428-1136  
e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp

### 入札公告

和歌山県警察交通事故情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年6月28日

和歌山県警察本部長 直江利克

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
平成28年度から平成33年度まで
- (2) 調達役務の名称及び数量  
和歌山県警察交通事故情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務 一式
- (3) 履行期間  
ア 和歌山県警察交通事故情報総合管理システム更新委託業務  
契約日から平成29年3月31日までの間  
イ 和歌山県警察交通事故情報総合管理システム賃貸借業務  
平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間
- (4) 調達役務の仕様等  
交通事故情報総合管理システム更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所  
和歌山県警察本部が指定する場所
- (6) 入札金額  
総額で入札することとする。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成28年和歌山県警察本部告示第6号に規定する和歌山県警察交通事故情報総合管理システム更新委託及び貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（内線231）

ファクシミリ番号 073-473-7534

(2) 期間

平成28年6月28日（火）から同年7月13日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成28年6月28日（火）から同年7月14日（木）までの間に交通企画課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室7

(2) 日時

平成28年7月5日（火）午後4時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室7

イ 入札日時

平成28年8月10日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年8月9日（火）午後4時までに交通企画課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、交通企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required :

Reconstruction of Wakayama Prefectural Police Traffic Accident Statistics Management  
Network System Server and Composition equipment rental

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Wednesday 10 August 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m.  
Tuesday 9 August 2016)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

Tel:073-423-0110